

議案第 3 4 号

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大口町後期高齢者医療に関する条例（平成20年大口町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（町において行う事務の特例）

第3条 町は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) 第 1 条 略 (延滞金の割合の特例) 第 2 条 略 <u>(町において行う事務の特例)</u> 第 3 条 町は、当分の間、第 2 条各号に掲げる <u>事務のほか、広域連合条例附則第 5 条の傷病</u> <u>手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関</u> <u>する事務を行うものとする。</u>	附 則 (施行期日) 第 1 条 略 (延滞金の割合の特例) 第 2 条 略